



報 道 発 表

平成22年 9月 2日

財務省東北財務局

管内地域銀行における中小企業金融円滑化法に基づく 貸付条件変更等の実施状況について

管内地域銀行は、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）第8条に基づき、法施行日（平成21年12月4日施行）から平成22年6月末までの貸付条件変更等の状況を行政庁に報告することとされております。

今般、管内地域銀行における当該実施状況報告をとりまとめましたので公表します。

(問い合わせ先)
東北財務局理財部金融監督第一課
電話 022-263-1111 (3056、3078)

東北管内地域銀行における中小企業金融円滑化法に基づく貸付けの条件の変更等の実施状況について

速報値

1. 債務者が中小企業者である場合

【上段は件数、下段の()内は金額(単位:百万円)】

	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率① (B)/[(B)+(C)]		実行率② (B)/(A)	
						全国	全国	全国	全国
施行日から平成22年6月末 までの実績	30,489 (768,711)	25,957 (675,381)	1,058 (28,573)	2,444 (49,597)	1,030 (15,110)	96.1%	97.2%	85.1%	83.1%
施行日から平成22年 3月末までの実績	18,743 (480,450)	14,929 (392,213)	304 (7,010)	2,958 (72,478)	552 (8,702)	98.0%	98.2%	79.7%	76.6%

2. 債務者が住宅資金借入者である場合

【上段は件数、下段の()内は金額(単位:百万円)】

	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率① (B)/[(B)+(C)]		実行率② (B)/(A)	
						全国	全国	全国	全国
施行日から平成22年6月末 までの実績	4,411 (55,076)	2,690 (33,238)	384 (4,758)	706 (8,958)	631 (8,099)	87.5%	89.0%	61.0%	60.3%
施行日から平成22年 3月末までの実績	2,939 (36,135)	1,498 (17,978)	94 (1,117)	1,019 (12,861)	328 (4,162)	94.1%	93.4%	51.0%	46.8%

※1 全国は、金融庁が公表した地域銀行(地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行(計106行))の実行率(件数ベース)。

※2 東北管内地域銀行分は、平成22年8月31日現在で東北財務局が取りまとめた速報値。

※3 管内地域銀行とは、東北管内に本店を有する地方銀行及び第二地方銀行をいう(計15行)。

※4 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示。

※5 比率は、小数点以下第二位を四捨五入。

管内地域銀行における中小企業金融円滑化法に基づく貸付けの条件の変更等の実施状況

①債務者が中小企業者である場合

(単位:件、%)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (A)	4,808		18,743		30,489	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	2,410	50.1%	9,737	52.0%	16,411	53.8%
うち、実行に係る貸付債権 (B)	1,594	33.2%	8,316	44.4%	14,764	48.4%
うち、謝絶に係る貸付債権 (C)	2	0.0%	124	0.7%	489	1.6%
うち、審査中の貸付債権 (D)	804	16.7%	1,120	6.0%	823	2.7%
うち、取下げに係る貸付債権 (E)	10	0.2%	177	0.9%	335	1.1%
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	2,398	49.9%	9,006	48.0%	14,078	46.2%
うち、実行に係る貸付債権 (F)	1,097	22.8%	6,613	35.3%	11,193	36.7%
うち、謝絶に係る貸付債権 (G)	3	0.1%	180	1.0%	569	1.9%
うち、審査中の貸付債権 (H)	1,278	26.6%	1,838	9.8%	1,621	5.3%
うち、取下げに係る貸付債権 (I)	20	0.4%	375	2.0%	695	2.3%
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (Aを再掲)	4,808		18,743		30,489	
うち、実行に係る貸付債権 (B)+(F)	2,691	56.0%	14,929	79.7%	25,957	85.1%
うち、謝絶に係る貸付債権 (C)+(G)	5	0.1%	304	1.6%	1,058	3.5%
うち、審査中の貸付債権 (D)+(H)	2,082	43.3%	2,958	15.8%	2,444	8.0%
うち、取下げに係る貸付債権 (E)+(I)	30	0.6%	552	2.9%	1,030	3.4%

②債務者が住宅資金借入者である場合

(単位:件、%)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	748		2,939		4,411	
うち、実行に係る貸付債権	88	11.8%	1,498	51.0%	2,690	61.0%
うち、謝絶に係る貸付債権	5	0.7%	94	3.2%	384	8.7%
うち、審査中の貸付債権	633	84.6%	1,019	34.7%	706	16.0%
うち、取下げに係る貸付債権	22	2.9%	328	11.2%	631	14.3%

(注) 比率は、小数点以下第二位を四捨五入。

管内地域銀行における中小企業金融円滑化法に基づく貸付けの条件の変更等の実施状況

①債務者が中小企業者である場合

(単位:百万円、%)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (A)	117,106		480,450		768,711	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	90,078	76.9%	372,540	77.5%	598,752	77.9%
うち、実行に係る貸付債権 (B)	54,963	46.9%	314,715	65.5%	541,698	70.5%
うち、謝絶に係る貸付債権 (C)	11	0.0%	4,715	1.0%	20,878	2.7%
うち、審査中の貸付債権 (D)	34,988	29.9%	48,574	10.1%	28,604	3.7%
うち、取下げに係る貸付債権 (E)	106	0.1%	4,516	0.9%	7,554	1.0%
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	27,020	23.1%	107,905	22.5%	169,950	22.1%
うち、実行に係る貸付債権 (F)	11,380	9.7%	77,498	16.1%	133,683	17.4%
うち、謝絶に係る貸付債権 (G)	4	0.0%	2,295	0.5%	7,695	1.0%
うち、審査中の貸付債権 (H)	15,462	13.2%	23,904	5.0%	20,993	2.7%
うち、取下げに係る貸付債権 (I)	160	0.1%	4,186	0.9%	7,556	1.0%
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (Aを再掲)	117,106		480,450		768,711	
うち、実行に係る貸付債権 (B)+(F)	66,343	56.7%	392,213	81.6%	675,381	87.9%
うち、謝絶に係る貸付債権 (C)+(G)	15	0.0%	7,010	1.5%	28,573	3.7%
うち、審査中の貸付債権 (D)+(H)	50,450	43.1%	72,478	15.1%	49,597	6.5%
うち、取下げに係る貸付債権 (E)+(I)	266	0.2%	8,702	1.8%	15,110	2.0%

②債務者が住宅資金借入者である場合

(単位:百万円、%)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	9,210		36,135		55,076	
うち、実行に係る貸付債権	989	10.7%	17,978	49.8%	33,238	60.3%
うち、謝絶に係る貸付債権	25	0.3%	1,117	3.1%	4,758	8.6%
うち、審査中の貸付債権	7,893	85.7%	12,861	35.6%	8,958	16.3%
うち、取下げに係る貸付債権	291	3.2%	4,162	11.5%	8,099	14.7%

(注1) 金額は、各金融機関が円単位で集計した上で百万円未満を切り捨て処理したものの合算値であることから、総計と内訳計数の積上げは一致しない。

(注2) 比率は、小数点以下第二位を四捨五入。

1. 債務者が中小企業者である場合**【1】 実行の割合** 参考資料2参照

3月末に引き続き、審査中及び取下げとなった件数を除いた実行の割合は96.1%であり、全国の地域銀行と同水準（97.2%）と同水準。

【2】 申込件数 参考資料3参照

22年4月から同年6月末までの3ヶ月間における申込み件数は、11,746件であり、22年1月から同年3月末までの新規申込み件数（13,935件）に比べて減少している。

施行日から12月末	4,808件	—
22年1月～3月末	13,935件	4,645件/月
22年4月～6月末	11,746件	3,915件/月

【3】 謝絶の主な理由（施行日以降）

謝絶の主な理由としては、「申込日から3ヶ月以内に結論に至らず、謝絶とみなされたもの」(※)が最も多く（約8割）、次いで「事業の改善又は再生の可能性が低いと判断されたもの」（約1割）となっている。

※貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過しても、なお審査中のものについては、「謝絶」をしたものとみなすこととされている。なお、その後、貸付の条件の変更等を実行した場合には、次回の報告において「実行」に計上されることとなる。

2. 債務者が住宅資金借入者である場合**【1】 実行の割合** 参考資料2参照

審査中及び取下げとなった件数を除いた実行の割合は、87.5%であり、全国の地域銀行の実行の割合（89.0%）と同水準。

【2】 申込件数 参考資料3参照

22年4月から同年6月末までの3ヶ月間における申込み件数は、1,472件であり、22年1月から同年3月末までの新規申込み件数（2,191件）に比べて減少している。

施行日から12月末	748件	—
22年1月～3月末	2,191件	730件/月
22年4月～6月末	1,472件	490件/月

【3】謝絶の主な理由（施行日以降）

謝絶の主な理由としては、借入者との打ち合わせや必要書類の提出に時間を要したこと等により、「申込日から3ヶ月以内に結論に至らず、謝絶とみなされたもの」(※)が最も多く(約9割)であり、次いで「貸付条件の変更を行ったとしても、債務の弁済の目途がたたないと判断されたもの」が約5%となっている。

※貸付の条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過しても、なお審査中のものについては、「謝絶」をしたものとみなすこととされている。なお、その後、貸付の条件の変更等を実行した場合には、次回の報告において「実行」に計上されることとなる。

【4】その他

中小企業者向け貸付と比較して、住宅資金借入者における審査中の割合が多いのは、上記の謝絶の主な理由と同様に、条件変更の審査に時間を要するケースが多いことが挙げられる。

この背景には、以下のような事情がある。

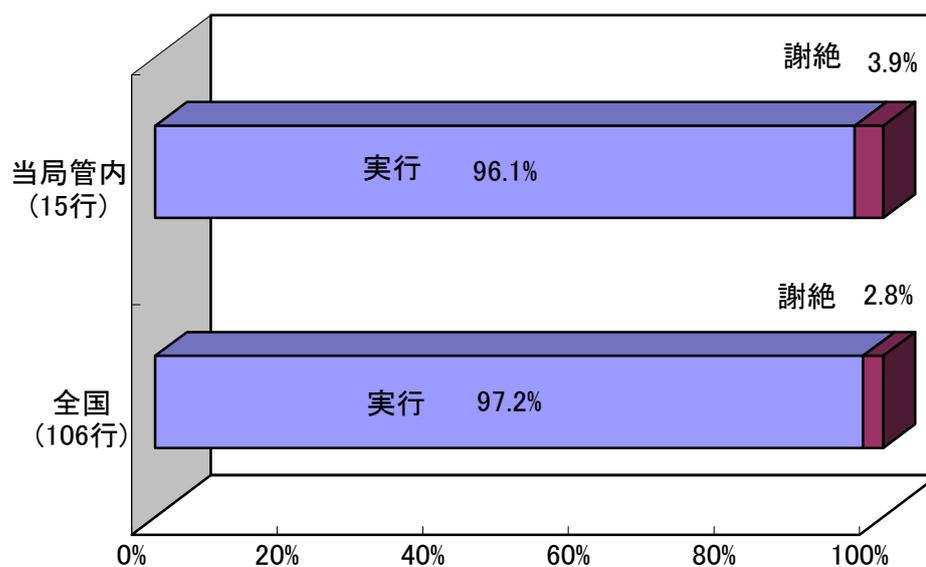
- ① 金融機関が住宅ローン借入者と長期間にわたり、連絡が取れなくなるケースが多い(事業者とは異なり、会社員は平日を留守にしているため)。
- ② 金融機関の住宅ローン借入者の収支状況を日常的には把握していないため、審査に必要な書類を揃えるのに時間を要する。

(参考資料2)

中小企業金融円滑化法に基づく貸付けの条件変更等の実施状況について
(平成22年6月末における実行の割合)

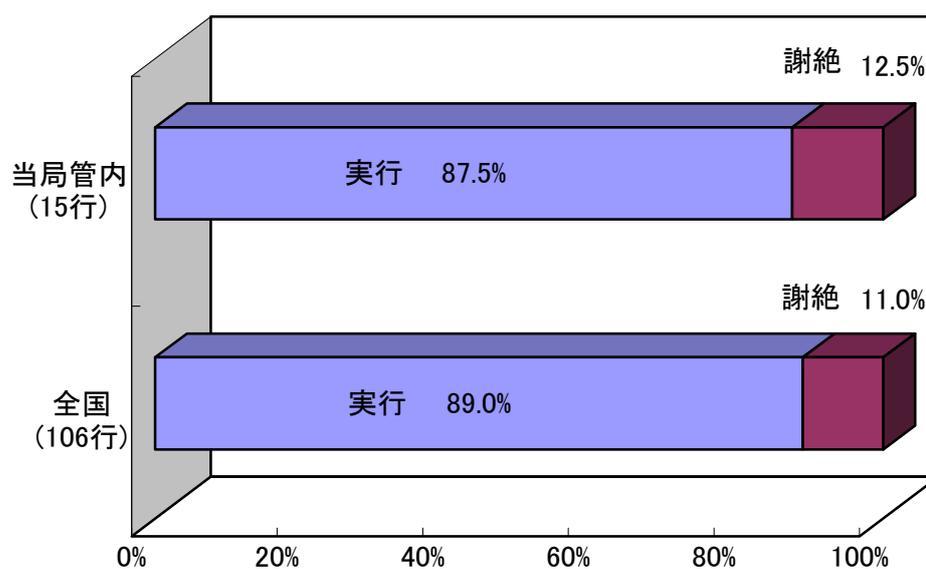
1. 債務者が中小企業者である場合

22年6月末



2. 債務者が住宅資金借入者である場合

22年6月末

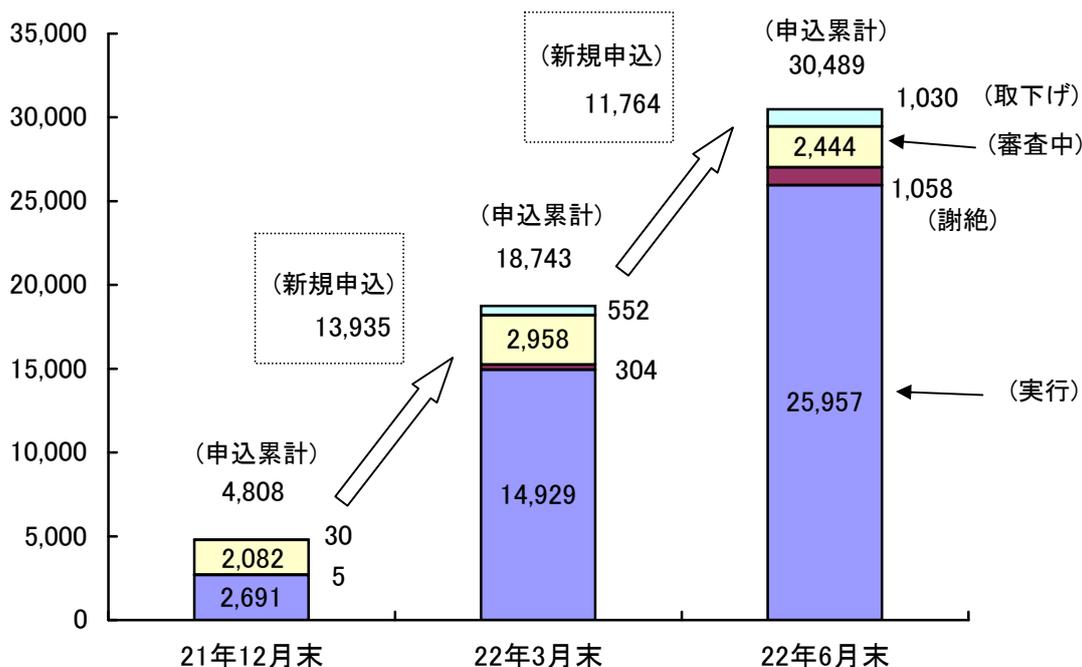


(注)実行の割合は、「実行件数/(実行件数+謝絶件数)」で、1ページの表の実行率①と同じである。

中小企業金融円滑化法に基づく貸付けの条件変更等の実施状況について
(各月末までの申込み件数(累計)及びその処理状況の推移)

1. 債務者が中小企業者である場合

(件数)



2. 債務者が住宅資金借入者である場合

(件数)

